

同時発表：公正取引委員会、経済産業省

令和7年11月20日

海事局船舶産業課

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集を公表し、 セミナーを開催します

公正取引委員会、経済産業省、国土交通省は、経済安全保障の観点から実施する企業間の情報交換、共同行為、企業結合に関する15の事例について、独占禁止法上の考え方を取りまとめ、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」として公表します。

1. 概要

- 安全保障環境が複雑化する中で、重要物資の供給途絶、技術移転強要等の我が国の自律性・不可欠性を喪失するリスクに対応するため、サプライチェーン全体や同業他社の企業間連携（例：海外企業からの買収提案や技術提供に関する情報交換、重要原材料の共同調達、競争力強化のための事業再編）が一層重要となっています。一方、産業界からは、独占禁止法のカルテル規制や企業結合規制への抵触の懸念が指摘されていました。このため、産業界から寄せられた、経済安全保障の観点から想定される15の事例について、情報交換、共同行為、企業結合の3つのカテゴリーに分けて、独占禁止法上の考え方を取りまとめ、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」として公表します。
- 造船・船用分野に関しては、経済安全保障上重要な製品を製造する企業の統合・合併や国内競合他社が共同で営業・設計・調達等の実施について、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示しています。

2. セミナーの開催

- 本事例集について、すみやかに産業界への周知を図るべく、関係省庁（公正取引委員会、経済産業省、国土交通省）の担当行政官が解説を行います。産業界の皆様をはじめ、どなたでも参加いただけます。

日時：2025年12月12日（金）10時00分から12時30分

開催形式：経済産業省内会場（千代田区霞が関1-3-1）とTeamsのハイブリッド

お申し込みは、[こちら<リンク>](#)からお願いします。

関連資料

- [経済安全保障と独占禁止法に関する事例集](#)
- [本事例集の検討経緯](#)

関連リンク

- [公正取引委員会プレスリリース](#)
- [経済産業省プレスリリース](#)



＜本発表資料及び事例（造船・船用関係）についてのお問合せ先＞

海事局 船舶産業課 高橋、國貞、柳本

代表：03-5253-8111（内線 43-623、43-637、43-647）

03-5253-8634（直通）

Mail：hqt-senpaku-kibankyouka■gxb.mlit.go.jp

（メール送信の際は「■」を「@」（半角）に置き換えてください）